



APO_社労士通信

健康保険被扶養者と国民年金第 3 号被保険者

○健康保険被扶養者

健康保険では、被保険者本人への保険給付のほかに、被保険者との続柄、同居の有無、収入額等一定の要件を満たす親族も、健康保険被扶養者として健康保険の保険給付を受けることができます。なお、被扶養者として認定を受ける際は添付書類等が必要になる場合がありますが、保険者（協会けんぽ、健保組合）により要求される書類等が異なりますので、事前に確認が必要です。また、必要書類をそろえた場合でも、必ず認定される訳ではありませんので、ご注意下さい。

○国民年金被保険者

国民年金の被保険者は大きく下記の種別に分かれます

- ・第 1 号被保険者…日本国内に住所があり、20 歳以上 60 歳未満で、第 2 号被保険者・第 3 号被保険者等に該当しない者。これに該当する者は、本人が国民年金保険料を納付します。
- ・第 2 号被保険者…厚生年金保険等の被用者年金の被保険者で、サラリーマンの多くはこれに該当します。給与から控除されるのは厚生年金保険料のみですが、厚生年金保険の制度として国民年金保険料分を拠出していますので、別途国民年金の保険料を納付する必要はありません。（厚生年金等の加入者は、健康保険も同時に加入しています。70 歳以上で厚生年金を脱退した者、社会保障協定により厚生年金への加入が免除されている者以外は、いずれか一方のみに加入していることは原則ありません。）
- ・第 3 号被保険者…上記の第 2 号被保険者により生計を維持され、健康保険被扶養者になっている配偶者（被扶養配偶者）がこれに該当します。第 2 号被保険者同様、制度として国民年金保険料分を拠出しますので、個人の納付は不要ですが、国民年金保険料を納付したものと取り扱われます。なお、第 3 号被保険者には年齢条件があり、20 歳以上 60 歳未満の者が対象となります。そのため、被扶養配偶者でも 20 歳未満あるいは 60 歳以上の者は、第 3 号被保険者になりません。

○第 3 号被保険者の手続き

第 2 号被保険者の配偶者が健康保険の被扶養者になった際は、原則第 3 号被保険者に該当しますので、第 3 号被保険者資格取得届を年金事務所へ提出します。現在、届出は第 2 号被保険者が在籍している会社を通じて行いますが、制度発足当時は本人が直接手続きをすることになっており、第 3 号被保険者の要件は満たしていても、届出をしていなかったため第 3 号被保険者になっていない期間のある場合があります。しかし、その事実が判明した場合でも、遡及期間に応じて必要な手続きを行えば、遡及して第 3 号被保険者になることが可能です。

- ・遡及期間 2 年以内…通常の「第 3 号被保険者資格取得届」を提出
- ・遡及期間 2 年超…「第 3 号被保険者資格取得届」に「国民年金第 3 号被保険者特例措置該当期間登録（取消）届書」を併せて提出

※第 3 号被保険者に該当している事実とその年月日を証明する書類が必要になることがありますので、手続きの際は予め年金事務所に確認をして下さい。

また、被保険者が退職し資格を喪失すると、第 3 号被保険者の資格も喪失となり、通常第 1 号被保険者に切替えが必要になりますが、第 1 号被保険者への切替え手続きは、本人が行います。

なお、平成 26 年 12 月から、収入超過または離婚により第 3 号被保険者の資格を喪失する際に、新たな届出が必要になりますが、詳細は次号でお知らせします。



知っておきたいミニ知識

第 80 回 海外療養費の不正請求対策

近年、海外療養費を不正に請求する事案が相次いでいます。ニュースにもなっていますので、聞いたことがある方も多いのではないでしょうか。「海外療養費」とは、海外渡航中に急な病気などでやむを得ず現地で治療を受けた場合、現地では医療費全額を支払い、加入する協会けんぽや健康保険組合などの保険者（以下、「保険者」）に請求手続きを行う事により、海外で支払った医療費の一部の払い戻しを受けることができるという制度です。この制度を悪用し、海外で治療を受けたと偽装して海外療養費を請求したというのがニュースの事例です。例えば、大阪府堺市では同市の中国人被保険者が、母国の病院で入院治療を受けたと偽り、海外療養費を詐取しようとした。この時は、同時期に家族 3 人が入院したことを不審に思った同市の職員が、中国の病院に問い合わせして不正請求が発覚しました。しかし、言葉の問題もあり、また、海外の医師が共謀しているケースもありますので、不正を見抜くのは容易ではありません。

現在、制度そのものを見直すべきという議論もありますが、昨年 12 月に厚生労働省より審査の強化などを求める通知が、保険者あてに出ていますので、その何点かを下記に紹介します。従業員が海外療養費を請求した際は、保険者が下記のような審査をするため、状況によって内容の詳細や証明を求められる場合があることを留意しておくといでしょう。

- ・パスポート等の提示により渡航の事実や、申請された療養等がその渡航期間内に行われたものであることを確認する。
- ・海外で療養を受けたとされる対象者の過去の申請書の縦覧点検をし、同一人での申請が多い等不自然な点がないか確認する。
- ・外国語で記載された診療内容明細書を別途翻訳し、添付された翻訳と乖離がないか等を確認する。

お問い合わせは担当スタッフまたは下記までご連絡ください。

APO_社会保険労務士法人 三浦俊彦 / 本田和子 / 望月伸恵 / 吉本多津子 sic.info@apol.jp

〒162-0824 東京都新宿区揚場町 1-18 飯田橋ビル 7F 電話 03 (5228) 1820 FAX 03 (5228) 1830

ホームページもご覧下さい。
<http://www.apoutsourcing.jp/>